

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案 新旧対照条文

○公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）（附則第三条関係） 1

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行
に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第四条関係） 2

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条（略） 2～4（略） 5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の交付金</p> <p>二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項の交付金</p> <p>三 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第 号）第十九条第二項の交付金</p>	<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条（略） 2～4（略） 5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の交付金</p> <p>二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項の交付金</p>

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 国土交通省関係（第三百九十七条―第四百四十八条の二）</p> <p>第十二章・第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）</p> <p>第四百四十八条の二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第七項中「若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 国土交通省関係（第三百九十七条―第四百四十八条）</p> <p>第十二章・第十三章（略）</p> <p>附則</p>